

恩頼堂文庫所蔵『薰集類抄』裏書勘物の翻刻と校異

田 中 圭 子

序

『薰集類抄』は、平安末期の公卿藤原範兼（喜承二（一一〇七）—長寛三（一一六五）四月二十六日）編纂の、上下巻からなる薰物指南書である。^{〔注〕}裏書勘物は、武田科学振興財団杏雨書屋所蔵の鎌倉期古鈔本（以下「古鈔本」と、伝寂蓮自筆本（以下「伝寂蓮本」）系統の諸本で、平成一六年までに一般公開されていた五本、並びに近年特許庁図書館より国立国会図書館東京本館に寄贈された卷子本二卷二軸（以下「国会図書館本」）の、計七本に伝わる。新出資料の国会図書館本について、筆者は本年三月一日に閲覧を許され、現在はその本文と書写者、伝来について検討を進めている。ここでは紙背に伝わる裏書勘物の特徴等の概要を示すにとどめ、詳細については機会を改めて考察したい。

抄出本である古鈔本を除き、国会図書館本を含む八本に共通して伝わる裏書には、上巻に「刑部卿範兼卿奉 勅抄集之也／裏面両方校合了」、下巻に「刑部卿範兼卿奉 勅抄集之也／長寛三年二月二十六日書写了／裏面両方校合了」と見える。長寛三年（一一六五）二月二十六日の書写は、編者範兼が亡くなるわずか二ヶ月前に行われたものである。書写の底本として用いられたのは、原本ないしそれに最も近いものの一つと見てしかるべきであろう。底本には、既に裏書が行われていたと考えられる。

一部の伝本を除いて伝わる裏書勘物の存在から、『薰集類抄』は成立当初卷子本であったと考えられてきた。平成一六年までに所在の確認された諸本はいずれも和装袋綴の装丁がなされ、最大十一項目を数える裏書勘物の本文化には、対応する本文の随所に裏書勘物を書き入れた古鈔本、並びに、紙背に裏書を備えた本文の冒頭や一部を見出しとして冠した、伝寂蓮本系統の群書類従正編本を拠り所とする必要があった。しかし、この二本が裏書勘物の全てを伝えるわけではない。国会図書館本を除いて裏書勘物十一項目を完備するのは、東本願寺枳殻邸園林文庫旧蔵で、平成一六年より一般公開された、四天王寺国際仏教大学図書館恩頼堂文庫所蔵本（以下「恩頼堂文庫本」）、鶴舞中央図書館河村文庫本（以下「河村文庫本」）の二本である。また、諸本によって上下巻の分類の異なる裏書勘物も一部見られた。左記の表に示す通り、裏書勘物E Fの二項目につき、群書類従正編本では下巻本文に、後者の二本では上巻本文に対応するものとして伝来する。裏書勘物の本文化には、諸本の対照と本文からの推定が不可欠であった。

表・諸本に於ける裏書勘物各項目の有無と記載順

群書類従正編本	神宮文庫本	立命館大学図書館西園寺文庫本	古鈔本	伝	本
				A	上3
				B	上4
				C	上2
				D	上1
				E	
				F	
				G	
				H	
				I	下1
				J	下4
K	下3				

恩頼堂文庫本	上1	上2	上3	上4	上5	上6	下1	下2	下3	下4	下5
河村文庫本	上1	上2	上3	上4	上5	上6	下1	下2	下3	下4	下5
関西大学図書館岩崎美隆文庫本	上1	上2	上3	上4	上5	上6	下1	下2	下3	下4	下5
杏雨書屋江戸期写本	上1	上2	上3	上4	△	上5	下1	下2	下3	下4	下5

・ A、Kは翻刻で示した各項目の通し番号。裏書勘物の区分は諸本によつて異なるが、ここでは底本の区分にしたがって記載順を示した。

・ 上、下は諸本に示された裏書勘物の対応する本文を含む巻の別。但し群書類従正編本は、裏書勘物を下巻末に一括して集成し、上下裏書の別を見出しとして示している。

・ 算用数字は諸本上下巻末（古鈔本は本文中）に於ける記載順。

・ 斜線（△）は裏書勘物の不載を意味する。

新出資料の国会図書館本は、諸本の中で唯一の卷子本であり、裏書勘物全十一項目を紙背の随所に記載するので、それらの本文化をより確実に行うことができる。群書類従正編本や古鈔本に伝わらず、対応する本文が不確かであった裏書勘物Dについては上巻「滋宰相」滋野貞主の「梅花」処方の裏に、Hについては下巻「炮甲香」の「又云」で始まる説の裏に、それぞれ記載される。また、群書類従正編本に同じく、裏書勘物Eを下巻「和香時節」項の裏書として、Fを下巻「諸香」項の裏書として伝える（本稿「蕉集類抄」裏書勘物の翻刻と校異「脚注32、50参照」）。

その他、国会図書館本の特徴として顕著なのは、伝寂蓮本系統の恩頼堂文庫本との筆跡の類似である。卷子本と冊

子本という相違はあるが、字配りもほぼ一致している。

薰集類抄上

諸方 傳方人傳時代之流本



- 梅花
- 荷葉
- 侍從
- 菊花
- 落葉
- 里方
- 坊方
- 萱草香
- 增指地度寺
- 高麗茶
- 百步香
- 百和香
- 令人體香
- 浴湯香
- 潤面膏
- 甲斐丹陽
- 遠野師和香
- 香粉
- 燒香
- 印香
- 供養香
- 金剛須弥香
- 觀世音菩薩面浴香

(国会図書館本
一巻 目次)

薰集類抄上

諸方 傳方人傳時代之流本

- 梅花
- 荷葉
- 侍從
- 菊花
- 落葉
- 里方
- 坊方
- 萱草香
- 增指地度寺
- 高麗茶
- 百步香
- 百和香
- 令人體香
- 浴湯香
- 潤面膏
- 甲斐丹陽
- 遠野師和香
- 香粉
- 燒香
- 印香
- 供養香
- 金剛須弥香
- 觀世音菩薩面浴香

(恩顧堂文庫本 上巻
同上 一丁才、ウ)

山田石

室てかうちをけれとむーのいてくる
 とこありあまつららふーふれをゆ
 らはせうくはうわの堂のこくが
 からむをまよもくはみてしるお
 のこのて葉せよ火のよハふすそ
 わもちあるよかるわをふてきえわ
 ののらにふてねらなれそのけら

(国会図書館本 下巻「蕉
 甲香」山田尼説の一部)

山田石

室てかうちをけれとむーのいてくる
 とこありあまつららふーふれをゆ
 らはせうくはうわの堂のこくが
 からむをまよもくはみてしるお
 のこのて葉せよ火のよハふすそ
 わもちあるよかるわをふてきえわ
 ののらにふてねらなれそのけら

(恩頼堂文庫本 下
 巻 同上 四丁ウ)

恩頼堂文庫本は、国会図書館本筆者と字体のよく似た人物が、国会図書館本あるいはその底本を臨模して成る伝本と考えられる。こうした可能性の検証を試みる上で注目すべきは、恩頼堂文庫本、河村文庫本に見える「寂蓮法師真跡書写畢(改行)延享二年九月日 清茂」なる書写者識語が、国会図書館本には記載されない点である。

右の條は法師真跡書寫本

原本伏見宮御教本真迹法師真蹟云
寛政五年至七月借又書寫
右の條は法師真跡書寫本
並根

延享二年九月日

清茂

延享二年九月日

清玄

(恩頼堂文庫本 下
巻末 書写者識語)

(河村文庫本 下巻)
末 書写者識語)

恩頼堂文庫本ならびに河村文庫本の書写者識語に云う「寂蓮法師真跡」、いわゆる伝寂蓮本が、国会図書館本である可能性についても検討が必要であろう。

恩頼堂文庫本の特徴については別稿で論じる予定であるが、東本願寺園林文庫に伝来したという由緒の正しき、国会図書館本を除く同系統の諸本に抜き出た本文の確かさを鑑みれば、伝寂蓮本系統中の善本の一つと見なすべき一本である。

本稿は、この善本たるべき新出資料の裏書勅物をテキストとし、翻刻と諸本中の異文の集成を行うものである。また、諸氏のご参考に供すべく、拙稿二本で示した西園寺文庫本上下巻本文を含む『蕉集類抄』上下巻、裏書勅物中の人名、家名並びに書名索引も添付している。なお、裏書勅物それぞれの内容については、紙面の都合上、機会を改めて考察したいと考えている。

注

1 以下『薫集類抄』の内容、成立と諸本については、「薫集類抄」(『群書解題』昭三七)、拙稿「西園寺文庫所蔵『薫集類抄』翻刻と校異(上)(下)」(『広島女学院大学院言語文化論叢』第六・七号、平成一五・一六年三月)、筆者博士論文「『薫集類抄』の研究―平安時代の人物と薫物―」(『広島女学院大学院言語文化研究科日本言語文化専攻』平成一六年三月学位授与)参照。

2 平成一六年六月六日(日)、全国大学国語国文学会春季大会にて行った研究発表「『薫集類抄』の研究―伝寂蓮本系統を中心に―」の内容に基づくもの。

『薰集類抄』裏書勘物の翻刻と校異

凡例

- 一、裏書勘物は、恩頼堂文庫所蔵『薰集類抄』上下巻を底本とした。
- 一、翻刻と校異は、拙稿「西園寺文庫所蔵『薰集類抄』翻刻と校異（上）（下）」（広島女学院大学大学院言語文化論叢『第六・七号、平一四・一五 三月）で示した凡例に従い行なった。但し、以下の三項目を新たに補う。
- ・【一】内と傍注の算用数字ならびに点線「 」は筆者記入。
- ・裏書勘物は、「 」内を一項目と見なし、対応する本文の記載順にA～Kのアルファベットを付し、それぞれの通し番号とした。
- ・脚注通し番号で（ ）付きの算用数字（266）（977）は前掲の拙稿「西園寺文庫所蔵『薰集類抄』翻刻と校異（上）（下）」で示した脚注の通し番号に共通。
- ・訓読記号の墨減の跡は黒丸（●）で示した。

【上卷裏書】

(296) 裏書

A

此方同 滋宰相并小一条皇后方² 皇后者與 師成 無相違
尤可然滋宰相又、令同其說歟

3 4 裏書

B

小一条皇后并陸奥只合種、両数⁵、同ノミナラス
所註之說亦同本誤歟又伝同說歟
件女房陸奥者朝元之娘肥前、司定成之妹也
弃テ置、上洛仍在 鎮西安樂寺・辺云、

12 13 裏書

C

公任卿和香之伝不見但廉義公者、八条大将養子也、用之
所習伝也亦、清積公殊和合薰物 若其伝歟^{15 16}
台嶺有 戒源法橋者談、白戒源、母者故四条太后之侍女也
仍成人於彼宮中、太后曰、我和合薰物而誤テ入、過薰陸之
分数者、于時公任卿參入、太后示給云、所合之薰物無
被試者、取火於 薰炉 焼之被申云薰陸頗過、太后²⁷
殊褒美ス然則納言長 此道 尤可謂至極歟

35丁ウ

35丁オ

(266)

裏書 鶴 杏 岩 羣 「以下裏書」

羣 「上卷裏書」 西 神 (裏書無し)

古 「裏書云 (參議師成の 侍従方横に書入)」

1 羣 ここに「參議師成」有り

A 西 神 無し

2 其 古 イ

3 裏書 古 のみ有り (裏書云 (滋宰相の侍従方横に書入))

4 羣 ここに「侍従 滋宰相」有り

B 西 神 無し

5 ノ 杏 岩 ヌ

6 註 羣 注

7 同 羣 問

8 説 杏 倭 岩 倭

9 前 古 羣 前前

10 定成 杏 岩 宍成

11 云 羣 云云 岩 云

12 裏書 古 のみ有り (裏書云 (小一条皇后の梅花方横に書入))

13 羣 ここに「梅花 小一条皇后」有り

D

29 裏書

貞主渡唐、習^ス伝和合雜香方等云、但見家伝不^レ任³⁹⁾
遣唐使可尋之

36丁ウ

36丁オ

C [西神] 無し

- 14 香 [古] 合
- 15 也^歟 [古] 杏 [岩] 羣^歟
- 16 ^{オツラハ} [古] 羣 亦 [鶴] 杏 [岩] 恐
- 17 談 [岩] 談
- 18 者 [岩] 啖、
- 19 太后 [古] [羣] 太后
- 20 太后 [古] 太后
- 21 合 [羣] 香
- 22 而 [古] 与
- 23 之 [杏] 之
- 24 于時 [古] 于暗
- 25 薰物無 [古] 薰無可 (「物」と「無」
を重ね書き) [鶴] 薰無 [羣] 薰物可
[岩] 薰物 や (頭書「無」)
- 26 於 [古] [鶴] 類
- 27 太后 [古] 太后
- 28 謂 [古] (無し)
- 29 裏書 [古] 裏書云 [鶴] 杏 [岩] (無し)

E

32 裏書

聖德太子伝曆略カ云推古天皇三年乙卯春土左
 南海夜有大光亦、有レ声、如レ雷経卅箇日矣、
 夏四月着淡路嶋南岸嶋人、不知沈水以
 交新焼於窰太子遣レ使令レ獻其木大一内³⁷
 長八尺其香異薰、太子觀而大悦奏曰是
 為沈水香者也、亦名梅檀香木生南天竺
 国、而テ海之岸夏月、諸蛇相狝此木冷故也、人以
 矢射レ之冬月蛇カ蟄、即折而採之其美鷄舌ナリ⁴⁰
 其花丁子、其脂薰陸、沈水久者為沈香、不
 久者為淺香、而テ今陛下興レ釋教、肇レ造佛
 像、故釋梵、感レ德漂テ送此木、即有勅命百濟
 工刻レ造檀像、作觀音菩薩高数尺安置
 吉野比蘇寺時、放レ光云、

37丁ウ

37丁オ

- 30 任杏岩仕
- 31 「裏書」他本に無し
- 32 羣 ここに「諸香ふるひたるよきにす」あり
- E** 古西神香岩（無し）羣 下巻裏書として有り
- 33 「裏書」他本に無し
- 34 大鶴羣火
- 35 交鶴火
- 36 大鶴火
- 37 肉鶴用羣圍
- 38 而他本「南」
- 39 絳鶴絳羣繞
- 40 矢鶴天
- 41 蟄羣カズル蟄
- 42 折而羣折折而
- 43 其美鷄舌ナリ鶴 其美ハ鷄舌ナリ
- 44 丁子羣 丁子ナリ
- 45 久者羣久者シキハ
- 46 而テ他本「而」

F

50

凡合香法管窺輩多、称其能然頗得其道者
 公忠朝臣、隨時朝臣等也、公忠者伝典侍直子、說称雄
 隨時者以八条李部王之孫得名、此兩人、其流雖
 同其派猶異、口說相違、手方相乖、公忠先搗洗
 香、作散和合後、以度羅篩、号曰、合篩、扱入煎蜜
 更。和合良久、研黏取入鉄臼搗三千許杵搗
 了、斤定知蜜欠数、取出如丸入塗壺埋七
 日、隨時亦春洗香和蜜了、春無数以多為能、
埋如前亦公忠熟樽金、代用馨香、隨時、以黃
樽金、通用其說非一其論難定、今見拾遺本
 草、隨時所陳、相違、亦大唐僧長秀云、熟
樽金樽金花、和白蜜所作之物也、云、見此兩
 種其不同也非可通用之

38丁ウ

38丁オ

- 47 〔多〕他本「隆」
- 48 漂テ他本「漂」
- 49 云、羣云云
- 50 **F** 〔古〕西神〔無し〕羣 下卷裏書として
有り
多ここに「和香次第下山田尼」あり
- 51 管杏菅
- 52 其杏岩〔無し〕
- 53 等鶴杏岩〔無し〕
- 54 洗羣諸
- 55 炭鶴庄杏岩希羣蔗〔簾〕
- 56 く杏岩ヒ
- 57 扱鶴説杏岩終羣託〔訖〕
- 58 杏岩羣〔無し〕
- 59 擣羣搗
- 60 知鶴和
- 61 欠杏岩欠羣員
- 62 洗鶴先羣諸
- 63 為羣而

76

右以寂蓮法師真跡書写畢

延享二年九月日

39丁ウ

39丁オ

64 埋如前 **杏** **岩** 埋如
法前

65 亦 **羣** (無し)

66 麝香 **岩** 射香

67 隨時ハ **羣** 隨時

68 非 **羣** 兆

69 〷 **鶴** 〷 **杏** 〷 **岩** 〷 **羣** 己以

70 爵任本無此字 爵 **杏** 爵任本無此字 爵 **岩** 爵任本無此字 爵 爵任本無此字 爵

羣 爵任本無此字 爵

71 所 **羣** 取

72 之 **杏** **岩** 無し

73 云々 **鶴** **羣** 云云

74 其 **杏** 只

75 之 **鶴** 云々 **杏** **岩** 之、

76 右以寂蓮法師真跡書写畢 (改行) 延

享二年九月日 **鶴** 統けて「清茂」有り

杏 **岩** 注(264) (拙稿「西園寺文庫所蔵

『薰集類抄』翻刻と校異(上)「広島

女学院大学大学院言語文化論叢第六

号」脚注)に続け「本云」と冠し記

載。以下に上巻裏書が続く。
羣 なし (本稿最終の脚注参照)

【下卷裏書】

(977) 裏書

G

劉夢得練甲香法曰

取濃米泔一斗木淨鑄以微糠火煮、經二伏時

即換新泔經三度即燒出泉、平割、去甲上

惡物乾用白蜜三合水一斗、後煮都三伏

時、以香軟爛即止、疾火燒令熱即灑漬酒、

潤鋪甲地上以故帛於其上以盆合上蜜

泥一伏、時待甲冷硬即取木白杵搗令爛

即入沈香二兩麝香二分和合搗令入都良

香、成以瓷瓶貯之佳、更能理經久燒、尤好、

即燒此香漬用火炳傍悉煖水即香氣

不散矣云、甲香出南方大如笏長數寸、可

合衆香燒之皆使益芳、獨燒則臭、一名流

螺矣

H

極要方云

漬酒經兩宿割去肉膜、清淨刷之、塗好白

蜜掘地作掘火燒熱、亦符竹、內搗中蜜蓋、

久着火氣盡冷、出云曝令干任用

37丁ウ

37丁オ

(977) 裏書 西神古 (無し)

羣山田尼 おほくつきたるよきなり

G 西神古無し

77 木 鶴米 杏木 岩木 羣半

78 鑄 鶴 杏 鑄 岩 鑄

79 漉出泉 鶴漉出家 羣漉出衆 杏岩漉

出泉

80 平 杏 岩 手

81 後 杏 岩 羣 復

82 止 羣 山

83 疾 鶴 灰 杏 岩 羣 炭

84 他本「令」

85 待 羣「待」なし 杏 符

86 甲 羣 申

87 艸良香 鶴 秋良香 杏 艸良香

88 久 岩 冬

89 須 羣 須

90 用 羣 申

91 爐 鶴 轆

152 右以寂蓮法師真跡書写畢

154

延享二年九月日

清茂

40丁ウ

40丁オ

- 126 旨鶴旨羣羣旨
- 127 杵杵杏杏岩岩羣羣抑
- 128 鼎鼎岩岩尅尅
- 129 謂謂杏杏云
- 130 非猛非杏杏（無し）
- 131 微微杏杏微、岩微、
- 132 謂謂杏杏云
- 133 文文杏杏岩岩（無し）
- 134 如如水精水精鶴鶴如如水精水精杏杏岩岩如如水精也
- 135 以以沁沁和和之也、或説
以以唾唾為為左味左味鶴鶴（訓読記号、読
みかな無し）
- 136 岩岩以能以能和和之也、或説
以唾以唾為為左味左味
- 137 杏杏以能以能和和之也、或説
以唾以唾為為左味左味
- 138 沁沁鶴鶴併併杏杏岩岩能
- 139 摩摩岩岩摩摩。他本に無し。羣羣ここに「篩
絹下国袴」あり。

- 140 **J** **古西神** 無し
- 140 飛 **杏** 見 **岩** 飛 **羣** (無し)。ここに一字空き)
- 141 風 **岩** ぬ
- 142 許 **杏** 許、**岩** 許ト
- 143 「裏書」他本に無し **羣** ここに「春香下」一条闕白」あり。
- K** **古西神** 無し
- 144 他本「紙テ」
- 145 春、**杏** 春々
- 146 リ **鶴** リ **杏** **岩** **羣** ク
- 147 ヤ **羣** 也
- 148 歟 **杏** 吹
- 149 云、**杏** 云、**岩** 云、**羣** 云云
- 150 **鶴** ここに「尾張河村復太郎秀根蔵」
- 151 **鶴** ここに「原本 伏見宮御蔵本寂蓮法師真蹟云 (改行) 寛政五年癸丑六月賃入書写 益根」と有り
- 152 右以寂蓮法師真跡書写畢 (改行) 延享二年九月日 (改行) 清茂
- 杏** **岩** 無し。卷末に次の識語有り。

この薫集類抄このくに、ていて来し香の書にいまた (改行) これよりふるきは見およひ待らすもとの本は筆者寂蓮法師なるとそ或御もとにふかくひめおかれけるを (改行) 瀧口の侍坂室左衛門ゆかりにつきてこひうけて (改行) 文字のさま、てそのことく寫し置れけるをはからずある (改行) 人の許よりかりて文字のすかたをよみやすきかために (改行) いまの様に書改め侍れとなをさたかならぬ文字は (改行) みにたりにしかたくもとのことくに書おき侍る折をもて (改行) もとの本をもてこまかにた、しあらためぬへきにこそ

(※**岩**坂室左衛門**杏**無し)

羣 此薫集類抄全部上下 (改行) 不慮寂蓮法師以自筆本書写希有之可謂證本 (改行) 而 (改行) 明暦二年六月日 (改行) 右薫集類抄以寂蓮法師真跡転写及多紀安元法印蔵本校 (改行) 合了

薫集類抄 人名家名索引

凡例

一、西園寺文庫本『薫集類抄』上下巻、並びに恩頼堂文庫本の上下巻裏書に登場する人名を、現代仮名遣いの五十音順に配列した。

一、各人名、家名の所出箇所は、表裏、上下巻、並びに上下巻裏書の別を記した上で、丁と行を算用数字で示した。
(例) 上巻一丁表面の一行目↓【上】 1オ1

一、索引の標目とした固有名詞以外の呼称が見られる場合、それぞれの所出箇所毎に示した。

あ 行

朝元↓「藤原朝元」参照

敦明↓「小一条院」参照

家譚↓「滋野家譚」参照

一条院【上】 8オ3 (二一条院)

因幡権守致貞↓「藤原致貞」参照

宇治関白↓「藤原頼通」参照

右大臣内磨(麻呂) ↓「藤原内磨(麻呂)」参照

宇多天皇【上】 20ウ5、6 (亭子院)

右大辨公忠↓「源公忠」参照

采女正惟宗俊通↓「惟宗俊通」参照

延喜↓「醍醐天皇」参照

円融院【上】 8オ3 (円融院)

大江千古【上】 32ウ7 (大江千古)

太后↓「遵子」参照

小野宮↓「惟高親王」参照

尾張守家譚 ↓ 「滋野家譚」 参照

か行

戒源 ↓ 「戒源法橋」 参照

戒源母 [上] 35ウ3 (「戒源母」故四条太后之侍女)

戒源法橋 [上] 35ウ3 (「戒源法橋」「戒源」)

賀陽宮 ↓ 「賀陽親王」 参照

賀陽親王 [上] 4才6 (「賀陽宮」「賀陽」、14才7 (「賀陽宮」、21ウ6 (「賀陽宮」)

[下] 41ウ2 (「賀陽宮」、42才4 (「賀陽宮」、46才3 (「賀陽宮」、56才1 (「賀陽宮」、63才1 (「賀陽宮」)

寛 (親) 教大僧都 [上] 26ウ6 (「親教大僧都」、[下] 58才4 (「大僧都寛教」)

閑院贈太政大臣 ↓ 「藤原冬嗣」 参照

閑院大臣 ↓ 「藤原冬嗣」 参照

桓武天皇 [上] 4才6

清房 ↓ 「源清房」 参照

公任卿 ↓ 「藤原公任」 参照

公忠 ↓ 「源公忠」 参照

(52)

公忠朝臣 ↓ 「源公忠」 参照

公忠弁 ↓ 「源公忠」 参照

嚴子女女 [上] 25ウ7 (「中務卿代明親王女」)

国紀 ↓ 「源国紀」 参照

國幹 ↓ 「藤原國幹」 参照

小一条院 [上] 9才5 (「小一条院」「敦明」、9ウ3 (「小一条院」、18ウ7 (「小一条院」、22才2 (「小一条院」)

小一条皇后 ↓ 「藤原皇后」 参照

小一条大将濟時 ↓ 「藤原濟時」 参照

皇后城子 ↓ 「小一条皇后」 参照

故四条太后之侍女 ↓ 「戒源母」 参照

光孝天皇 [上] 6ウ4 (「仁和源氏」)

惟喬親王 [上] 6才3 (「小野宮」「惟喬」、16才3 (「小野宮」、22ウ2 (「小野宮」)

惟宗俊通 [下] 38才2、3 (「采女正惟宗俊通」、38才4 (「俊通家」、38ウ3 (「俊通答」、「俊通説」、38ウ5 (「俊通」)

野宮)

さ 行

嵯峨天皇【上】 5才6

前少納言清房↓「清房」参照

貞主↓「滋野貞主」参照

貞保【上】 6才7（染殿宮）「貞保」、16才6（染殿宮）、22ウ2（染殿宮）

【下】 56才6（染殿宮）、

参議師成↓「藤原師成」参照

三条院【上】 8ウ2（三条院）、9才5（三条院）、26ウ6（三条院）

三条院女御↓「小一条皇后」参照

三条関白頼忠↓「藤原頼忠」参照

滋野家譯【上】 4ウ3（尾張守家譯）

滋野貞主【上】 4ウ3（滋宰相）、5ウ6（貞主）、14ウ2（滋宰相）、22

才2（滋宰相）【上裏】 35才1、2（滋宰相）、36才1（貞主）【下】 56才3（滋

宰相）

滋野直子【上】 6ウ4、15ウ6（典侍滋野直子朝臣）、23才1、2（典侍滋

野直子朝臣）【上裏】 38才2（典侍直子）【下】 46才7（典侍直子朝臣）

滋野繩子【上】 5ウ6

滋宰相↓「滋野貞主」参照

四条太后↓「藤原遵子」参照

四条大納言↓「源定」参照

四条宮↓「藤原遵子」参照

脩子内親王【上】 14ウ2（入道一品宮）、22才2（入道一品宮）

淳和院【上】 31才4（淳和院）

聖德太子【上裏】 37才1（聖德太子傳歴）、37才4（太子）、37才5（太子）

承和↓「仁明天皇」参照

推古天皇【上裏】 37才1（推古天皇）

崇知大師【上】 40才3（崇知大師）

朱雀院【上】 17ウ5（朱雀院）、24才5（朱雀院）【下】 56ウ7（朱雀院）

清慎公↓「藤原実頼」参照

清和天皇【上】 6才7

詮子↓「藤原詮子」参照

染殿宮↓「貞保親王」参照

た 行

大将↓「藤原保忠」参照

醍醐天皇【上】 7才6（延喜御時）、17才5（延喜聖代）

- 大唐僧長秀↓「唐僧長秀」参照
- 大納言公任↓「藤原公任」参照
- 大納言元方↓「藤原元方」参照
- 大非尊吉「上」39ウ7（大非尊吉）
- 平隨時「上」31ウ1（隨時朝臣）「上裏」38才2（隨時朝臣）、38才3（隨時）、38ウ1（隨時）、38ウ2（隨時）38ウ4（隨時）「下」44才2（隨時朝臣）、46ウ7（隨時朝臣）、60ウ4（隨時朝下）
- 丹波雅忠「上」9ウ2（典葉頭雅忠朝臣）、19才3（雅忠朝臣）「下」43才6（雅忠朝臣勅文）
- 丹陽公主「上」3ウ4（丹陽公主）、36才2（丹陽公主）
- 忠覚↓「忠覚入道」参照
- 忠覚入道（丹波忠明か）「上」9ウ3（父忠覚入道）、9ウ4（忠覚）
- 長寧公主「下」42才2（長寧公主）、61ウ7（長寧公主）
- 経信卿↓「源経信」参照
- 常生↓「天和常生」参照
- 亭子院↓「宇多天皇」参照
- 典葉頭雅忠朝臣↓「丹波雅忠」参照
- 天曆↓「村上天皇」参照

陶隱居「下」79ウ7（陶云）※

※書名として見れば「陶引経」か。

唐僧長秀「上」30ウ3（唐僧長秀）「上裏」38ウ4（大唐僧長秀）「下」45ウ7（唐僧長秀）、69才2（唐僧長秀）、77才5（長秀）

時平↓「藤原時平」参照

な 行

- 典侍滋野直子↓「滋野直子」参照
- 典侍滋野直子朝臣↓「滋野直子」参照
- 典侍直子↓「滋野直子」参照
- 直子↓「滋野直子」参照
- 中務卿代明親王↓「代明親王」参照
- 中務卿代明親王女↓「嚴子女王」参照
- 二条関白↓「藤原教通」参照
- 入道一品宮↓「修子内親王」参照
- 入道一品宮女房陸奥↓「陸奥」参照
- 仁和↓「光孝天皇」参照
- 仁明天皇「上」5ウ6（仁明天皇）、15ウ5（承和仰事）「下」62ウ5（同

(承和・御時)

教通↓「藤原教通」参照

は 行

八条一品宮↓「本康親王」参照

八条式部卿↓「本康親王」参照

八条式部卿親王↓「本康親王」参照

八条大将↓「藤原保忠」参照

俊通↓「惟宗俊通」参照

八条宮↓「本康親王」参照

八条李部王↓「本康親王」参照

東三條院↓「藤原詮子」参照

肥前前司定成↓「藤原定成」参照

枇杷左大臣↓「藤原仲平」参照

邠(別)王家【上】32ウ1【下】42オ3、51ウ3

藤原朝元【上裏】35オ5(朝元)

藤原内膳(麻呂)【上】4オ2(右大臣内膳)

藤原兼家【上】8オ3(入道前太政大臣兼)

藤原清経【上】21ウ3(清経)

藤原公任【上】8ウ2(大納言公任)、22オ2(公任卿)【上裏】35ウ1(公任卿)、35ウ5(公任卿)、35ウ7(納言)※底本「公任」※

藤原國幹【上】24ウ1(藤原國幹)【下】44オ3(國幹)、47オ4(國幹)、52ウ2(國幹)、53ウ4(國幹)、55ウ5(國幹)、58オ2(國幹)、60ウ6(國幹)

(國幹)

藤原定成【上裏】35オ5(肥前前司定成)

藤原実頼【上】20ウ4(清慎公)【上裏】35ウ2(清慎公)

藤原遵子【上】25ウ7(四條宮「太皇太后宮遵子」)【上裏】35ウ3(故四條大臣)、35ウ4(太后)、35ウ5(太后)、35ウ6(太后)

藤原成子【上】8ウ2(小一条皇后「成子」、9オ5(皇后成子)、9ウ5(小一条皇后)、22オ2(小一条皇后)【上裏】35オ1(小一条皇后)【皇后】、35オ3(小一条皇后)【下】57オ7(小一条皇后)

藤原詮子【上】8オ3(東三條院「詮子」、17ウ5(東三條院)、24オ5(東三條院)【下】47ウ2(東三條院)、57オ2(東三條院)、61オ2(東三條院)

院)

藤原時平【上】7ウ3(左大臣時平)

藤原知章【上】27オ2(藤原知章)【下】53オ1(知章朝臣)、54オ1(知

章朝臣、55才8〔知章〕、57ウ7〔知章朝臣口伝〕、61才4〔知章朝臣〕、63ウ3〔知章朝臣〕

藤原仲平〔上〕 20ウ5〔枇杷左大臣〕

藤原長良〔上〕 21ウ3〔長良〕

藤原濟時〔上〕 8ウ2〔小一条大將濟時〕、11才4〔小一条大將濟時〕〔下〕

43才4〔小一条大將〕

藤原冬嗣〔下〕 4才2〔関院大臣〕〔冬嗣〕、14才4〔関院大臣〕、21ウ3

〔関院大臣〕、27才2〔関院贈太政大臣〕

藤原通任〔上〕 11才4〔中納言通任〕

藤原道長〔上〕 10ウ1、10ウ7〔道一〕

藤原元方〔上〕 18才7、25ウ3〔大納言元方〕

藤原致貞〔上〕 9ウ5〔因幡權守致貞〕

藤原致忠〔上〕 18才7〔藤原致忠〕、18ウ3〔致忠〕、25ウ3〔藤原致忠〕

〔下〕 61才2〔致忠朝臣〕、63ウ1〔致忠朝臣〕

藤原元名〔上〕 21ウ3〔元名〕

藤原師成〔上〕 11才4〔參議師成〕、20才2〔參議師成〕、22才2〔參議師成〕

〔上〕 35才1〔師成〕〔下〕 43才3〔師成卿〕、43才4〔件卿〕〔下〕 39才2〔師成卿〕※底本「仲」

藤原保忠〔上〕 7ウ3〔八条大將〕〔藤原保忠〕、17才7〔八条大將〕、17ウ3〔大將〕、24才1〔八条大將〕〔上〕 35ウ1〔八条大將〕〔下〕 44才1〔八条大將〕、56ウ5〔八条大將〕

藤原保昌〔上〕 18ウ3〔藤原保昌〕、27才6〔藤原保昌〕

藤原教通〔上〕 10ウ1〔二条閔白〕〔教通〕、19才7〔二条閔白〕、28才1

〔二条閔白〕〔下〕 55才1〔二条閔白〕

藤原頼忠〔上〕 25ウ7〔三条閔白頼忠〕〔上〕 35ウ1〔藤原公〕

藤原頼通〔上〕 17才7〔宇治閔白〕〔下〕 53才6〔宇治閔白〕

藤原頼宗〔上〕 10ウ7〔堀川右大臣〕〔頼宗〕、19ウ5〔堀川右大臣〕、28才

6〔堀川右大臣〕

冬嗣↓〔藤原冬嗣〕參照

ま 行

雅忠朝臣↓〔丹波雅忠〕參照

道一↓〔藤原道長〕參照

陸奥〔上〕 14ウ2〔入道一品宮女房陸奥〕、22才2〔入道一品宮女房陸奥〕〔上〕

裏 35才3〔陸奥〕、35才5〔女房陸奥〕

源清房〔下〕 38才1〔前少納言清房〕、38才2〔清房〕

源公忠【上】6ウ4（右大辨公忠）、12ウ1（公忠朝臣）、16ウ3（公忠朝

臣）、17オ5（公忠朝臣）、23ウ1（公忠朝臣）、26ウ6（公忠弁）、29オ5

（公忠朝臣）、31オ4（公忠朝臣）【上裏】38オ2（公忠朝臣）「公忠」、38オ4

（公忠）、38ウ2（公忠）【下】42オ5（公忠朝臣）、42ウ7（公忠）、46ウ4

（公忠朝臣）、52オ3（公忠朝臣）、53ウ2（公忠朝臣）、55ウ3（公忠朝臣）、

56ウ1（公忠朝臣）、60ウ2（公忠朝臣）、63オ5（公忠朝臣）

源国紀【上】6ウ4（国紀）

源定【上】5オ6（四條大納言「源定」、22ウ2（四條大納言「源（定）」、

32ウ7（四條大納言家）【下】47ウ5（四條大納言）※、52ウ4（四條大納言

※、53ウ6（四條大納言）※、55オ4（四條大納言）、57オ4（四條大納言）

※

※↑上巻と時代順異なる。

源経信【下】42ウ6（経信卿）、42ウ7（伴卿）※※底本「伴」

村上天皇【下】18オ1（天曆御時）

本康親王【上】5ウ6（八条宮「本康」、7ウ3（本康親王）、15オ4（八

条宮）、17ウ3（八条式部卿親王）、22ウ5（八条宮）、29オ1（八条宮）、31

ウ5（八条宮）、33ウ7（八条一品宮）【上裏】38オ3（八条左部王）【下】43

ウ7（八条宮）、46オ5（八条宮）、63オ3（八条式部卿宮）

本康親王女↓「藤子女王」参照

文德天皇【上】6オ3

や 行

山田尼【上】9ウ5（山田尼）「山田中務」、13オ1（山田尼）、19オ4（山

田尼）、27ウ4（山田尼）、27ウ7（尼）【下】41ウ4（山田尼）、44オ4（山

田尼）、48オ2（山田尼）、53オ4（山田尼）、54オ3（山田尼）、58オ6（山

田尼）、61オ6（山田尼）、63ウ5（山田尼）

山田中務↓「山田尼」参照

大和常生【上】7オ6、16ウ6（大和常生）、17オ4（藏人所小舎人大和常

生）、17オ5（常生）、23ウ5（大和常生）、【下】52オ5（大和常生）、58ウ

2（二）とねり常生）

隨時↓「平隨時」参照

隨時朝臣↓「平隨時」参照

代明親王【上】25ウ7（中務卿代明親王）

姚家【下】42オ1（姚家）、45ウ2（姚家）、51ウ7（姚家）、60オ7（姚家）、

62オ2（姚家）

陽成院【下】63オ4（傳得闍院書）

師成卿↓「藤原師成」参照

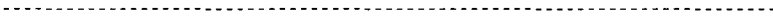
ら 行

雷穀〔下〕69オ5〔雷〕公地彖論〕、71ウ1〔雷〕公地彖論〕

落梅公主〔上〕3ウ4〔落梅公主〕、35オ5〔落梅公主〕

廉義公↓「藤原賴忠」参照

廉子女王〔上〕7ウ3〔本康親王女從四位上廉子女王〕



薫集類抄引用文献 書名索引

〈凡 例〉

一、西園寺文庫本『薫集類抄』上下巻、並びに恩頼堂文庫本の上下巻裏書勸物に引用される文献の名目を、現代仮名遣いの五十音順に配列した。

一、口伝とされる場合も本索引の対象とした。

一、各書の所出箇所は、上下巻ないし上下巻奥書の別を記した上で、丁とその表裏並びに行を算用数字で示した。所出箇所を欄外とする場合、行数に続けてその位置を記した。

(例) 上巻二丁表面の二行目、頭書↓【上】 1オ1頭書

一、索引の標目には書名の正式名称を用い、略称は参考のため所出箇所ごとに示した。例外も存する。

「内典」、「梵」、「本草」は、そのままの形で標目とし、「香字抄」「香要抄」の同文に於いて特定の書名が挙げられている場合、参考としてその書名と所出箇所を示した。なお、「香字抄」テキストには統群書類従本(巻第八五四所収)を、「香要抄」テキストには天理図書館善本叢書本を、それぞれ用いた。

〈索引〉

か行

鑿(鑑) 奘方〔下〕70ウ4

極要方〔上〕37オ4〔下裏〕37ウ5

玉抄〔上〕36オ6頭書、36ウ2頭書

薰爐抄〔下裏〕38オ1

稽疑〔下〕75ウ5・6、77ウ3

兼名苑〔下〕70ウ4

廣韻〔上〕36オ6頭書

さ行

拾遺↓〔拾遺本草〕参照

拾遺本草〔上裏〕38ウ3・4〔下〕75ウ3

聖德太子傳曆〔上裏〕37オ1

證類↓〔證類本草〕参照

證類本草〔下〕64ウ6〔證類〕、75オ6〔證

類〕、76ウ4〔證類〕、79ウ3〔證類〕

た行

陶↓〔陶引經〕参照

唐韻〔下〕57ウ6〔下裏〕38ウ9

陶引經〔下〕79ウ7〔陶〕。〔香要抄〕P.93に〔陶引

經〕

東宮切韻〔下〕43ウ2

知章朝臣口伝〔下〕57ウ7

な行

内典〔下〕70オ7〔香字抄〕P.516、〔香要抄〕P.35に〔法

華玄賛〕

南州異物志〔下〕78ウ2

南方草木物状〔下〕77オ4

は行

白石英方〔下〕42ウ1〔下裏〕38オ9

炮炙論↓〔雷公炮炙論〕参照

梵〔下〕76オ4〔香要抄〕P.168に〔出般勝千経〕とあ

り、80ウ3

本草〔下〕70ウ5、73ウ7、76ウ5〔香要抄〕に

〔本草綱目〕、77ウ2、78オ3、78ウ5、79オ2、79オ

5、80オ4、80オ7、81オ1、81オ6

ま行

雅忠朝臣勘文〔下〕43オ6

や行

陽成院書〔下〕63オ4

ら行

雷公炮炙論〔下〕69オ5、71ウ1、80ウ4〔炮

炙論〕

劉夢得練甲香法〔下裏〕37オ1

梁書〔下〕75オ6

わ行

和香方〔下〕76オ3